

3. 食料の安定的な供給に関する動向

(2) 日本の農林水産業の現状と課題 ④持続可能性に配慮した調達コード(東京2020オリンピック・パラリンピック)

日本の食料自給率は38%※であり、将来にわたって食料を確保するためには、国内農業の生産拡大とともに、食料の輸入を安定的に行うことが重要です。

※令和元年度カロリーベース

特に大豆はそのほとんど、パーム油はその全量を輸入に頼っていますが、これらの作物が栽培されている地域の一部では、農地拡大のための森林減少や土地劣化が大きな問題となっています。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおいて提供される物品やサービスについては、持続可能性に配慮した調達を行うことが義務づけられており、この取組がレガシーとして広く社会に定着することが期待されています。

持続可能性に配慮した調達コード ～東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会～

本調達コードは、大会の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うために策定したもので、調達する物品やサービスに共通して適用する基準や運用方法で構成しています。また、調達コードの一部として、木材、農産物、畜産物、水産物、紙、パーム油の個別基準を策定しています。

持続可能性に配慮した農産物の調達基準（概要）

要件	要件への適合を示す方法	要件を満たした上で推奨される事項
①食材の安全 ②環境保全 ③労働安全	・ ASIAGAP、GLOBALG.A.P.認証 ・ 組織委員会が認める認証スキームによる認証（JGAPなど） ・ 農林水産省作成のガイドラインに準拠したGAPに基づく生産と公的機関による確認	・ 有機農業により生産 ・ 障がい者が主体的に携わって生産 ・ 世界農業遺産や日本農業遺産などの認定地域で生産 ・ 国産農産物を優先的に選択

なお、要件を満たすことの確認が困難な場合、海外産の農産物については、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達。

出典URL <https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/>

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(1) 全体概要

- 2050年までに、EU域内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指す共通目標。
- 2019年12月の欧州委員会にて合意。（ポーランドは実施について留保）
- 目標の達成に向け、各分野（エネルギー、産業、運輸、農業、生物多様性等）における具体的な活動のロードマップを提示。



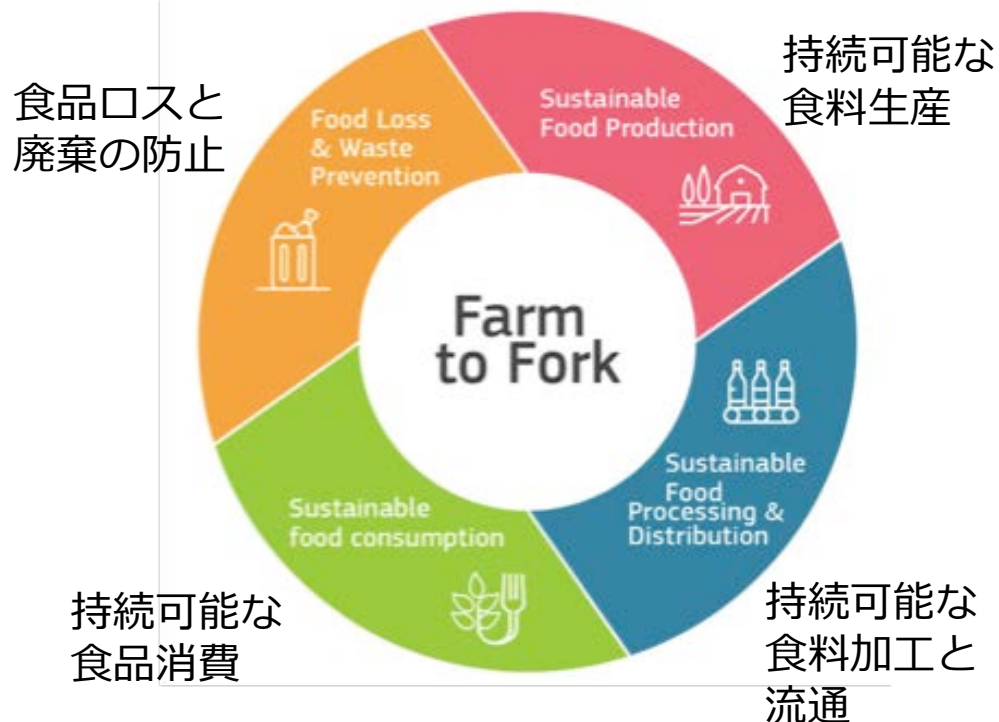
出典：欧州グリーン・ディール (https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/european-green-deal-communication_en.pdf)

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(2) Farm to Fork (農場から食卓まで) 戦略 2020年5月20日発表

- ・ 欧州グリーン・ディールの構成要素のひとつである、持続可能な食料システムのための戦略。
- ・ 野心的な数値目標を掲げ、法制化等を含む実施方策について、今後欧州議会・理事会での議論を踏まえた上で決定される模様。
- ・ 環境への積極的な対応とともに、EUの持続可能な食料システムを国際基準にすることが目的

サプライチェーン全体で取組む



© European Union, 2020

野心的な数値目標

項 目	2030年目標
・ 化学農薬の使用量とリスク ・ 有害性の高い農薬の使用量	50%削減
肥料からの栄養素（窒素、リン）の流出による損失 → 肥料の使用量	少なくとも50%削減 → 20%削減
家畜と水産養殖業の抗菌性物質の販売量	50%削減
EUの農地面積に占める有機農業の割合	少なくとも25%
小売および消費レベルにおける1人当たりの食品廃棄	50%削減

2020年8月6日「第2回あふの環勉強会」JETRO 大内田氏講演資料を参考に作成

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(3) EU生物多様性戦略2030

- 新型コロナ感染拡大の最中（2020.5.20）に採択され、「**2030年に向けた戦略**」と「**行動計画**」で構成。
- 2030年までに欧州の生物多様性を回復への道筋に乗せ、人々、気候、地球に利益をもたらすことを目的としており、「**ポスト2020生物多様性枠組**」に関する国際交渉に向けて、EUが貢献するための提案でもある。
- **ポスト新型コロナの文脈**において、野生生物の保護や野生生物の違法取引との戦いを含め、気候変動の影響、森林火災、食糧不安、病気の発生などの将来の脅威に対する**社会の回復力（レジリエンス）を構築することを目的**としている。
- 欧州グリーンディールの中核的な要素と位置付けられ、“Farm to Fork”や“EU投資基準”などと連携し、“**自然と生物多様性**”分野への投資を促し、パンデミック後の緑の回復（グリーン・リカバリー）を支援。

EU生物多様性戦略2030の構成

- 新型コロナの教訓として、**地球の限界を超えない持続可能なサプライチェーンと消費パターンの必要性**を指摘。
- 自然の保護と回復に向けた目標設定にとどまらず、その達成を阻む間接要因の素因となっている貿易や投資等の経済活動のルールにも言及し、“**社会変革**”を実現するための**関連施策を達成目標年を明記した上で提示**。
- 2020年以降の生物多様性と気候変動への対応指針について、**EUが世界をリードしていくための野心的な目標を記載**。

1	生物多様性-緊急行動の必要性			
2	欧州連合における自然の保護と回復	2.1	保護地域の連続的なネットワーク	
		2.2	EUの自然再生計画：陸と海の生態系の再生	
			2.2.1	自然再生のためのEU法的枠組みの強化
			2.2.2	農地に自然を取り戻す
			2.2.3	土地の収奪と土壌生態系の再生への取組
			2.2.4	森林の量を増やし、森林の健全性と回復力を高める
			2.2.5	エネルギー生成のためのWin-Winソリューション
			2.2.6	海洋生態系の良好な環境状態の再生
			2.2.7	淡水生態系の再生
			2.2.8	都市部・都市周辺部の緑化
			2.2.9	汚染の低減
			2.2.10	侵略的外来種への対応
3	社会変革の促進	3.1	新しいガバナンスの枠組	
		3.2	EU環境法の実施と執行の強化	
		3.3	社会全体を対象とした統合的なアプローチの構築	
			3.3.1	生物多様性に関する事業
			3.3.2	投資、価格設定、課税
			3.3.3	自然の価値を測定し、統合する
			3.3.4	知識・教育・技能の向上
4	野心的な地球規模の生物多様性アジェンダを実現するためのEU	4.1	世界的に野心とコミットメントのレベルを高める	
		4.2	EUの野心を促進するための外部行動の活用	
			4.2.1	国際海洋ガバナンス
			4.2.2	貿易政策
			4.2.3	国際協力、近隣政策、資源動員
5	結論			

出典：EU Biodiversity Strategy for 2030 and an associated Action Plan (annex) 20.5.2020

国の経済発展の土台となる生物多様性の回復のため、あらゆる分野との連携や投資を促す経済戦略

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(3) EU生物多様性戦略2030 (つづき)

ANNEX 本行動計画で提示された措置は、適切な評価と影響評価を含め、より良い規制の原則に沿って進められているか、または進められる予定

委員会がとるべき主な措置	具体的なスケジュール
保護地域の連続的なネットワーク	
追加の保護区と生態系回廊の特定と指定、適切な管理計画、その他の効果的な地域ベースの保全対策と都市緑化がEUの2030年自然保護目標にどのように貢献できるかについての基準と指針	2020
保護地域に関する2030年の目標達成に向けたEUの進捗状況と、追加的な措置が必要かどうか、法律やその他の措置が必要かどうかの評価	2024年までに
EUの自然再生計画	
EUの自然再生目標の提案	2021
現在好ましい状態にない保護種と生息地の少なくとも30%が2030年までにそのカテゴリーに入るようにするための種と生息地の選択に関するガイダンス、または強い正の傾向を示すようにするためのガイダンス	2020
持続可能な農薬使用指令の改正と総合的な有害生物管理の規定の強化	2022
EUの花粉媒介者イニシアチブの見直しと修正の可能性	2020
加盟国のCAP戦略計画が、特にCAP文書とハビタッツ指令の実施を支援しながら、生物多様性戦略と農山漁村戦略の関連目標に対して明確な国の価値観を設定することを確実にするための措置。	2020年現在
2021年～2026年の有機農業のための行動計画	2020
土壌保護のためのテーマ別戦略の見直し	2021
2030年までにEUで少なくとも30億本の追加植林を行うためのロードマップを含む新しいEU森林戦略	2021
欧州森林情報システムのさらなる発展	2020年現在
生物多様性に配慮した植林・再植林と自然に近い森林施業に関するガイドライン	2021
EUと世界のバイオマス需給と関連する持続可能性の評価	進行中

出典：EU Biodiversity Strategy for 2030 and an associated Action Plan (annex) 20.5.2020

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(3) EU生物多様性戦略2030 (つづき)

ANNEX 本行動計画で提示された措置は、適切な評価と影響評価を含め、より良い規制の原則に沿って進められているか、または進められる予定

委員会がとるべき主な措置	具体的なスケジュール
EUの自然再生 (つづき)	
エネルギー生産のための森林バイオマス利用の持続可能性に関する研究	2020
エネルギー用森林バイオマスに関する新しい持続可能性基準の運用ガイダンス	2021
間接的な土地利用変動リスクの高いバイオ燃料に関するデータのレビューと、2030年までに段階的に廃止するための道すじの設定	2021
水産資源の保全と海洋生態系の保護のための新たな行動計画	2021
25,000kmに及ぶ自由に流れる河川の修復のためのサイトを特定し、資金を動員するための加盟国への指導と支援	2021
改正された河川流域管理計画における取水・貯水許可の見直しと生態学的流量の回復のための措置に関する加盟国への技術指導	2023
都市・市長との新たな「緑の都市合意」のもと、EU都市緑化プラットフォームを立ち上げる	2021
都市緑化に関する技術指導と、都市緑化計画の策定を含む、加盟国、地方自治体、地域当局のための資金調達と能力構築のための支援	2021
統合栄養管理行動計画	2022
社会変革の促進	
生物多様性ガバナンスの新しい協力ベースの枠組みの有効性の評価と、生物多様性ガバナンスに対する法的拘束力の強化やその他のアプローチの必要性の評価	2023
環境犯罪指令の見直しと改正の可能性	2021
経済的なバリューチェーンにおける人権、環境配慮義務、義務的デューデリジェンスに対応した新しい持続可能なコーポレートガバナンスの取組	2021
生物多様性運動のためのEUビジネスの構築を支援	2020年現在
リニューアルされた持続可能な財務戦略	2020

出典：EU Biodiversity Strategy for 2030 and an associated Action Plan (annex) 20.5.2020

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(3) EU生物多様性戦略2030 (つづき)

ANNEX 本行動計画で提示された措置は、適切な評価と影響評価を含め、より良い規制の原則に沿って進められているか、または進められる予定

委員会がとるべき主な措置	具体的なスケジュール
社会変革の促進 (つづき)	
生物多様性と生態系の保護と回復に実質的に貢献する経済活動の共通の分類を確立するための分類規則の下での委任行為	2021
生物多様性への配慮をあらゆるレベルの公共およびビジネスの意思決定に統合し、製品や組織の環境フットプリントを測定するための方法、基準および基準	2021
国際的な自然資本会計イニシアティブの推進	2021
生物多様性知識センターの新設	2020
審議会への提言 生物多様性教育を含む環境持続可能性のための教育における協力の促進に関する提言	2021
野心的な地球規模の生物多様性アジェンダを実現するためのEU	
生物多様性条約第15回締約国会議 (CBD COP15) において、2020年以降の生物多様性の野心的な枠組に向けた合意の仲介を行う	2020-21
国の管轄を超えた海域の海洋生物多様性に関する野心的な合意と、南洋の3つの広大な海洋保護区に関する合意を仲介する。	2020年現在
必要に応じてフォローアップを行い、生物多様性に対する貿易協定の影響を評価する。	2020年現在
森林伐採や森林劣化に関連した製品がEU市場に出回るのを回避または最小化するための措置	2021
野生動物の人身売買に反対するEU行動計画の改定	2021
EUの象牙取引ルールのさらなる厳格化を提案	2020
野生生物と主要な生態系を保護するためのナトゥールアフリカの取組	2021年現在

出典 : EU Biodiversity Strategy for 2030 and an associated Action Plan (annex) 20.5.2020

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(4) 気候変動緩和分野のEU投資基準 (タクソノミー) の農業メニュー

EU投資基準 (タクソノミー (taxonomy)) とは、投資決定のための比較可能な情報の分類基準のこと。

EUは2018年3月に、「EUサステナブルファイナンス行動計画」を策定した上で、**脱炭素社会とSDGs達成**に資する環境的に**サステナブルな活動**の定義や基準値を定める「タクソノミー」を策定しているところ。2021年末までに気候変動緩和・気候変動適応・水と海洋資源・循環型経済・汚染削減・生物多様性と生態系に関する6つの環境上の目的を提示し、基準を完成予定（先行して気候変動緩和と気候変動適応は2020年3月に詳細な基準の最終報告が公表された。タクソノミーは欧州議会で2020年6月採択、7月施行）。これら6つの環境目的のうち1つ以上に貢献し、他の環境目的に著しい悪影響を及ぼさないか等で判断。

気候変動緩和分野の基準では、既存の産業分類を基に8つの部門（**林業、農業**、製造業、電力・ガスの供給、水、運輸、ICT、建物）が示されており、それぞれさらに細かい基準が設定されている（例：自動車産業の「ゼロ・エミッション」）。

→林業、農業部門における具体的な活動事例（必須の管理）は以下のとおり。

多年生作物の栽培

カバークロップの播種（農地の75%以上、露出土壤の削減）、土壌圧縮の防止（特に湿潤土壌）、深耕の回避、土壌診断に基づく施肥設計、低生産性農地の森林化（炭素隔離及び土壌侵食の防止）、ポストハーベストロス※の最小化

※ポストハーベストロス：収穫から消費までの過程において、病虫害や貯蔵管理等に起因する様々な損失のこと。

森林

- ・植林、再植林
- ・森林復旧、復元
- ・既存の森林管理

非多年生作物の栽培

輪作体系の確立（5種類以上）、カバークロップの播種（農地の75%以上、露出土壤の削減）、土壌圧縮の防止（特に湿潤土壌）、土壌診断に基づく施肥設計、深耕の回避、水田の浅水管理、水田の中干し、ポストハーベストロスの最小化



家畜飼養

家畜の健康管理（分娩時の衛生環境の改善、精液選択による CH_4 ・ NH_4 の削減）、飼料添加物の調整（脂質、硝酸塩、3NOP等による CH_4 の削減）、家畜排せつ物の被覆、液状きゅう肥の冷却、家畜排せつ物の堆肥化及び固形排せつ物の適用、牧草地の修復（再播種）、永年牧草地の耕起禁止



出典: Technical Expert Group final report on the EU Taxonomy March 2020

農業分野の気候変動対策は、投資の際に企業を評価する一つの材料となっている。